

知多市ごみ処理基本計画 【概要版】

1 計画の趣旨

知多市では、平成29年3月に「知多市ごみ処理基本計画（平成29年度～平成39年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、平成29年4月から、ごみの減量と資源化を推進するため、家庭系収集ごみの有料化を開始し、資源回収品目や回収拠点の拡大をしてきました。

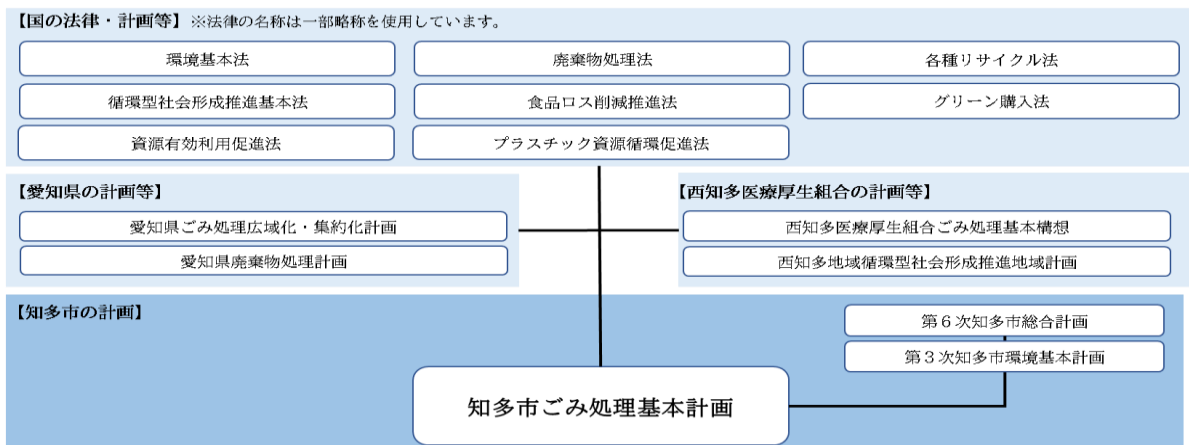
また、東海市と共同でごみ処理を行うため、西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）において、新しいごみ処理施設として「西知多クリーンセンター」を整備中で、令和6年度からの稼働を目指しています。

「知多市ごみ処理基本計画（令和5年度～令和14年度）」（以下「本計画」という。）は、前計画の策定から5年を経過したことから、将来のごみ処理の姿を見据え、循環型社会の実現に向け、ごみ処理における基本方針、市民や事業者の皆様の行動指針となるよう策定し、ごみの減量と資源化の推進に向けた取組を行うものです。

2 計画の位置付け

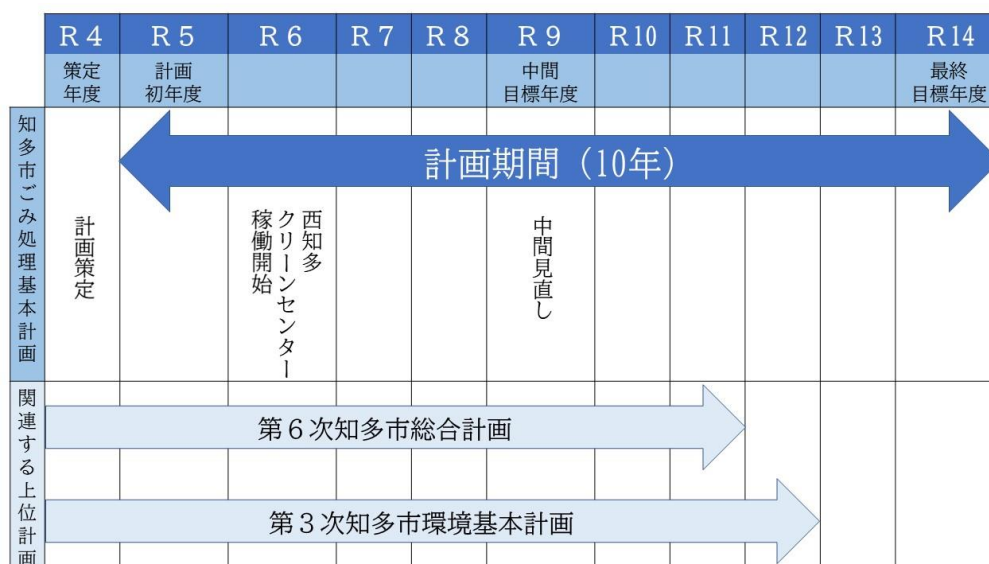
本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく法定計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、本計画の上位計画及び関連法令・計画等との整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、計画期間を令和5年度から令和14年度までの10年間とし、令和9年度を中間目標年度とします。



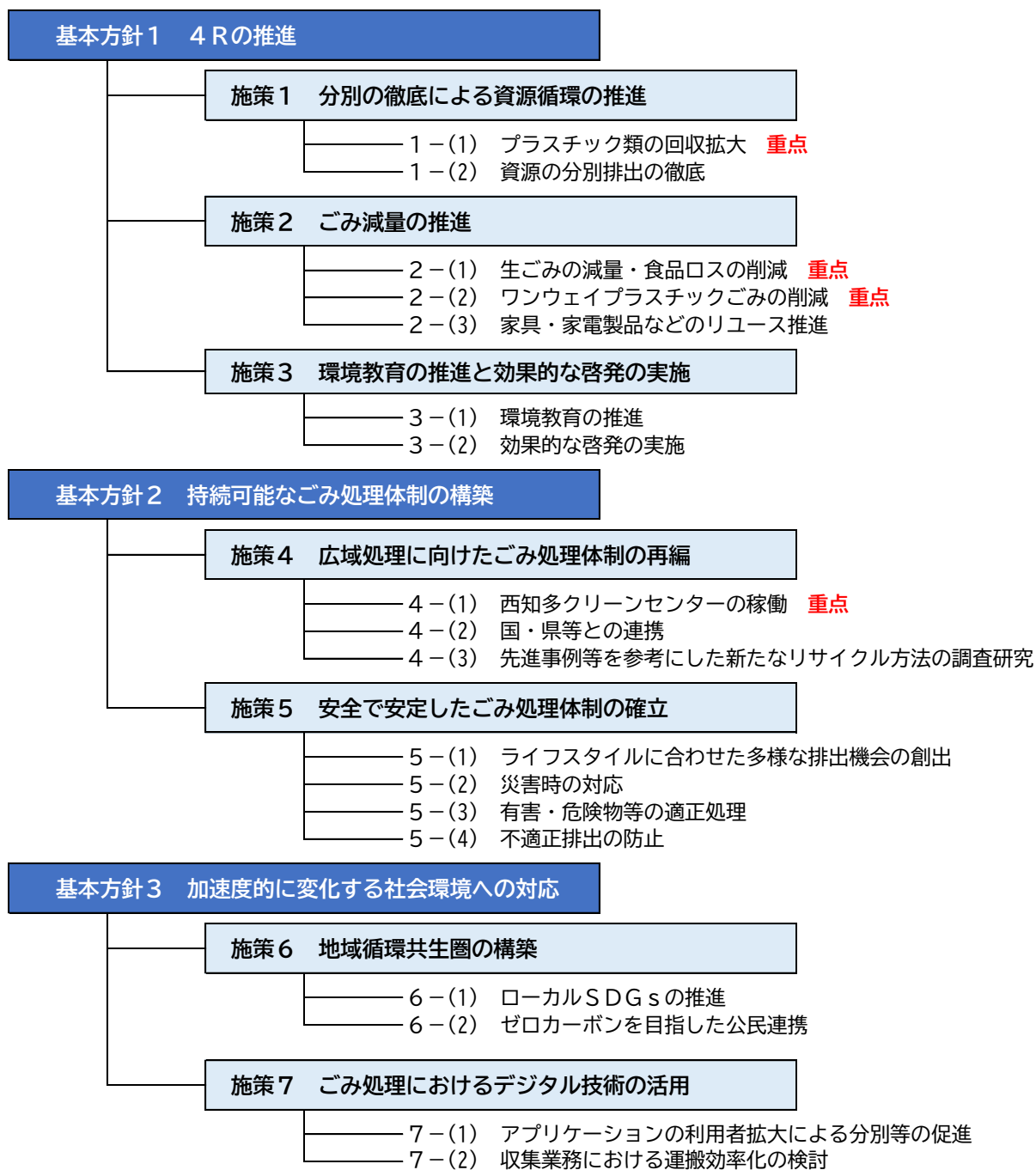
4 数値目標

令和3年度のごみ排出量の実績を基準とし、令和9年度を中間目標年度、令和14年度を最終目標年度とする計画目標を定めます。目標値については本計画の進捗や社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

項目	基準値	目 標	
	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
家庭系ごみ(資源除く)の 排出量(g/人・日)	534g/人・日	480g/人・日以下	460g/人・日以下
事業系ごみ(資源除く)の 排出量(t/日)	10.66t/日	9t/日	9t/日以下
出口側の循環利用率※(%) ※再生利用率	14.0%	20%	25%以上

5 目標達成に向けた基本方針と施策体系

本計画の目標を達成するため、市民、事業者、行政など、ごみに関わる多様な主体が、それぞれの立場から役割を担い、協働して取り組みます。基本方針及び付随する施策の体系は次のとおりです。



6 重点的に取り組む施策

近年施行され、取組が求められている「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえた施策と令和6年度から稼働予定の西知多クリーンセンターについての施策を重点的に取り組む施策としました。

施策1 分別の徹底による資源循環の推進



(1) プラスチック類の回収拡大

- ・プラスチック製容器包装・プラスチック製品の一括回収の実施※令和6年度以降
- ・大型プラスチック製品の直接搬入の実施※令和6年度以降
- ・店頭回収などの活用による回収推進

施策2 ごみ減量の推進



(1) 生ごみの減量・食品ロスの削減

- ・食材の使いキリ、料理の食べキリ、生ごみの水キリによる3つのキリの推進
- ・いちごニャンコ運動の推進
- ・「てまえどり」行動の推進
- ・フードバンク・フードドライブ活動の推進

(2) ワンウェイプラスチックごみの削減

- ・マイバッグ・マイボトルの利用
- ・カトラリー（スプーン・フォークなど）の削減
- ・詰替え用商品の利用促進
- ・簡易包装の推進

施策4 広域処理に向けたごみ処理体制の再編



(1) 西知多クリーンセンターの稼働

令和6年度の稼働に向けて、引き続き、東海市及び組合と緊密に連携することで円滑に広域処理体制へ移行します。

7 計画の進捗管理

本計画の遂行に当たってはP D C Aサイクル手法に従い進捗の管理を実施します。